

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月14日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	千葉県
3. 市区町村名	袖ヶ浦市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	37-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.sodegaura.lg.jp/soshiki/somu/mynumber.html

執行機関名 袖ヶ浦市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務(負担金に係る事務)以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務(補助金に係る事務)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	袖ヶ浦市特別支援教育就学奨励費支給要綱(平成27年教育委員会告示第6号)による特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	26	
③番号法別表第2の項	37	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		袖ヶ浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第28号)別表第1第12の項 袖ヶ浦市特別支援教育就学奨励費支給要綱(平成27年教育委員会告示第6号)による特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四号)第1条	袖ヶ浦市特別支援教育就学奨励費支給要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が特別支援学校に就学する児童又は生徒について行う必要な援助を規定し、もつて特別支援学校における教育の普及奨励を図ることを目的とする。	第1条 この要綱は、特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)の趣旨にのっとり、袖ヶ浦市立小学校又は中学校(以下「市立学校」という。)の特別支援学級に就学する児童生徒又は市立学校に就学する学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、特別支援教育就学奨励費(以下「就学奨励費」という。)の支給に関し必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		袖ヶ浦市特別支援教育就学奨励費支給要綱(平成27年教育委員会告示第6号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 23 条 項 号	袖ヶ浦市特別支援教育就学奨励費支給要綱第5条第1項
②事務の内容	特別支援学校への就学奨励に関する法律第五条の経費の算定に必要な資料に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	袖ヶ浦市特別支援教育就学奨励費支給要綱第5条第1項の就学奨励費の申請の受理、その申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 23 条 項 1 号	袖ヶ浦市特別支援教育就学奨励費支給要綱第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条第一項の保護者等若しくは当該保護者等と同一の世帯に属する者(次号において「保護者等」という。)に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	申請者又は当該申請者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 23 条 項 2 号	袖ヶ浦市特別支援教育就学奨励費支給要綱第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	保護者等に係る住民票に記載された住民票関係情報	申請者又は当該申請者と同一の世帯に属する者に係る住民票関係情報
事務2	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 23 条 項 号	袖ヶ浦市特別支援教育就学奨励費支給要綱第6条第1項
②事務の内容	特別支援学校への就学奨励に関する法律第五条の経費の算定に必要な資料に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	袖ヶ浦市特別支援教育就学奨励費支給要綱第6条第1項の就学奨励費の支給の認定に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 23 条 項 1 号	袖ヶ浦市特別支援教育就学奨励費支給要綱第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条第一項の保護者等若しくは当該保護者等と同一の世帯に属する者(次号において「保護者等」という。)に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	申請者又は当該申請者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 23 条 項 2 号	袖ヶ浦市特別支援教育就学奨励費支給要綱第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	保護者等に係る住民票に記載された住民票関係情報	申請者又は当該申請者と同一の世帯に属する者に係る住民票関係情報
事務3	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 23 条 項 号	袖ヶ浦市特別支援教育就学奨励費支給要綱第11条第1項
②事務の内容	特別支援学校への就学奨励に関する法律第五条の経費の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務	袖ヶ浦市特別支援教育就学奨励費支給要綱第11条第1項の認定の取消し等に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 23 条 項 1 号	袖ヶ浦市特別支援教育就学奨励費支給要綱第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条第一項の保護者等若しくは当該保護者等と同一の世帯に属する者(次号において「保護者等」という。)に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	申請者又は当該申請者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 23 条 項 2 号	袖ヶ浦市特別支援教育就学奨励費支給要綱第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	保護者等に係る住民票に記載された住民票関係情報	申請者又は当該申請者と同一の世帯に属する者に係る住民票関係情報
備考		